

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置
(建設コンサルタント業務等関連)

令和 8 年 3 月 1 日から適用する設計業務委託等技術者単価について、特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置願います。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、測量業務、建設コンサルタント業務、建築設計業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の受注者は、業務委託契約約款第 56 条の定めに基づき請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 対象となる委託業務

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する委託業務のうち、令和 8 年 2 月以前の労務単価を適用して予定価格を積算しているもの

※技術検査課が提示している業務委託契約約款を契約に用いているものに限る

(2) 請負代金額の算出

次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。(参考様式 1～3)

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次に掲げるものとする

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算した予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 受注者への説明について

対象となる委託業務の受注者に対し、本特例措置に基づく対応が可能であることを説明すること。